道路の種類	路線名	区間
一般国道	24号	京都市伏見区桃山最上町34番３から同市伏見区桃山長岡越中北町１番までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年10月10日

近畿地方整備局長　池田　豊人

道路の種類	路線名	区間
一般国道	24号	木津川市木津池田95番１から同市木津馬場南25番２までの上下線

法　務

公証人任免

矢野元博は公証人に任命され、東京法務局所属公証人仲田章の後任を命ぜられた。

岡山地方法務局所属公証人小巻泰は願により公証人を免ぜられた。

波多野新一は公証人に任命され、岡山地方法務局所属公証人小巻泰の後任を命ぜられた。

鳥取地方法務局所属公証人永岡健治は願により公証人を免ぜられた。

中本昌彦は公証人に任命され、鳥取地方法務局所属公証人永岡健治の後任を命ぜられた。（以上十月一日）（法務省）

国家試験

第59回原子炉主任技術者試験口答試験合格者

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第６条の規定に基づき、第59回原子炉主任技術者試験口答試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

平成29年10月10日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

受験番号	氏名	受験番号	氏名
7	石井　淳一	11	岩田　裕一
18	岡田　誠	25	上吹越将人
34	小島　真耶	47	鈴江　和昌
50	瀬野　普司	72	松田　紘典
75	宮原　義直	79	山川　希人
80	山口　雄治	84	山本　力也

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人中井國緒の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成29年10月10日　東京法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１項の規定に基づき、平成29年９月29日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年10月10日

岡山地方法務局長　山﨑　秀義

記

氏名　平口　裕章

所属する司法書士会　岡山県司法書士会

登録番号　岡山第661号

事務所の所在地　岡山市北区西古松２丁目２番27号

違反行為　本人確認義務違反等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成29年９月27日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年10月10日

松山地方法務局長　吉川　隆

記

氏名　安永　重徳

所属する司法書士会　愛媛県司法書士会

登録番号　愛媛第565号

事務所の所在地　愛媛県伊予郡砥部町原町205番地

違反行為　他人による業務の取扱い違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年10月10日

関東地方整備局長　泊　宏

1　処分をした年月日　平成29年９月８日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　竹村電気工事株式会社　竹村　信彦　千葉県八街市八街い94―31　国土交通大臣許可（特―24）第10534号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建具工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年６月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年10月10日

関東地方整備局長　泊　宏

1　処分をした年月日　平成29年９月８日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＮＳ建材販売株式会社　川田　多門　東京都中央区日本橋茅場町２－９－８　国土交通大臣許可（般・特―28）第13929号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年８月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年10月10日

関東地方整備局長　泊　宏

1　処分をした年月日　平成29年９月８日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ジェイファスト　武田　信一　東京都中野区本町１―32―２　国土交通大臣許可（般・特―26）第8026号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年８月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年10月10日

関東地方整備局長　泊　宏

1　処分をした年月日　平成29年９月８日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　太平洋シールドメカニクス株式会社　小林　正和　東京都台東区浅草橋３―20―18　国土交通大臣許可（般―28）第24149号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年８月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年10月10日

関東地方整備局長　泊　宏

1　処分をした年月日　平成29年９月８日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三井造船株式会社　田中　孝雄　東京都中央区築地５－６－４　国土交通大臣許可（特―27）第3886号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年８月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。